

「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の 研究目的のライセンスに関するガイドライン」(案)

2006年2月13日

研究における特許使用円滑化WG

1. 基本認識

- (1) 知的財産は、その創造、保護、活用を図ることによって、産学官連携や研究開発成果の事業化を促進し、イノベーションを通じてその成果を国民、社会に還元するための重要な役割を果たすものであり、大学等においても、知的財産の管理、活用のための体制やルール整備が進められてきたところである。
- (2) こうした知的財産制度は保護と利用のバランスにより適切に運用され、さらなる知的財産の創造活動を活性化することが重要であり、事業活動のみならず、研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産権を尊重し、適正な配慮のもとに知的財産権を活用することが求められる。
- (3) とりわけ、大学等における研究活動が多様化し、そうした研究活動であっても特許権の効力が及ぶ場合(注1)が想定される状況においては、大学等は、知的財産を創造した権利者であると同時に、研究活動において他者の権利を使用する者でもあり、両者の立場から知的財産権の管理や活用を図ることが必要となっている。
- (4) 知的財産の創造、保護、活用からなる知的創造サイクルは、活力ある創造活動を前提としており、我が国の知の創造拠点である大学等はその根幹を担っている。こうした重要な役割を担う大学等は、知的財産を活用して事業化等を促進するだけでなく、知的財産権を円滑に使用し、自由な研究活動を推進することについて、認識共有を深めることが必要である。

2．本ガイドラインの目的

- (1) 本ガイドラインは、政府資金【のみ】を原資として得られた研究開発の成果（注2）である知的財産権は、公共性が高く、国としてその知的財産権の使用の円滑化を図る必要があることから、大学等（注3）の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究（注4）においてそれを使用する場合の基本的な考え方を示すものである。
- (2) 大学等の知的財産権者や研究においてその知的財産権を使用する者は、本ガイドラインに沿った実務運用を確立することにより、知的財産権に関する紛争を未然に回避し、知的財産権の使用の円滑化と研究の自由度を確保することが望まれる。
- (3) 本ガイドラインは、その基本的な考え方を研究コミュニティに広く普及し認識共有を進めることにより、研究における知的財産権の円滑な使用を図るものであり、【民間企業においても、知的創造サイクルの出発点である創造を担う大学の役割や、大学等における研究の自由度の確保の重要性について認識を共有することが望まれる。】
- (4) なお、本ガイドラインは、大学等の非営利目的の研究における知的財産権の使用に関する基本的な考え方を示すものであり、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねられる。

【（注）ライフサイエンス分野における汎用性が高く代替性の低いリサーチツールに係る特許については、その特許発明の原資が政府資金であるかに関わらず、研究における特許の使用の円滑化に関する諸問題について、今後更なる検討が必要である。】

3．研究ライセンスの基本的考え方

政府資金【のみ】を原資として得られた研究開発の成果に基づく大学等の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究のためにその知的財産権の使用を求める場合は、以下の考え方に基づくものとする。

- (1) 大学等の知的財産権者は、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の実施許諾(以下、「研究ライセンス」という。)を求められた場合、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。その場合の研究ライセンスは非排他的なものとし、当該研究を差し止めないことを原則とする。
- (2) 研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない。
- (3) 研究ライセンスの供与を受けた者は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、その知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスの条件等についての遵守に努めるべきである。
- (4) 大学等の知的財産権者及び研究ライセンスの供与を求める者は、研究ライセンスが、簡便で迅速な手続きにより行われるよう努めるべきである。この場合、有体物の提供のための簡便な書類を参考とすることや、大学等の間での相互の包括的な研究ライセンスを活用することが望ましい。
- (5) 研究ライセンスの供与にあたっては、別紙に示す留意点に配慮するものとする。
- (6) 大学等の間における有体物の提供については、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（平成14年7月31日）の基本的な考え方を参考とし、研究の自由度の確保のため、その円滑な使用に努めるべきである。

4 . ガイドラインの普及等

- (1) ガイドラインの周知
関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を、大学等【や民間企業】に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよ

う、その普及に努めるものとする。

(2) 研究ライセンスの普及促進

関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を普及するため、政府資金を原資とする研究開発の応募要領において、応募者の研究ライセンスに関するポリシーを確認する【又は応募の条件とする】ことを定め、その実務の普及を図る。

(3) ライセンスポリシーの公表等

大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、当該機関の研究者や知的財産権者等に対し、本ガイドライン【や特許法第 6 9 条に関する見解（注 1 参照）】を広く周知するとともに、研究ライセンスに関するポリシーの明確化、研究ライセンスのための簡便な書式の作成と公表に努めることが望ましい。

(4) 特許情報等の活用

大学等は、重複研究や重複出願の防止及び紛争の予防のため、研究者による事前の特許情報等の調査を推奨するよう努めることが望ましい。

(5) 特許情報等の検索環境の整備

関係府省は、大学等における特許情報等のアクセス環境を高めるため、特許情報等の検索システム等の整備を進める。

(6) 紛争への対応

大学等は、知的財産権に関する紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じた場合の円滑な解決のため、法務機能の強化や専門家への相談体制の整備に努めることが望ましい。

注釈

(注1) 特許権の効力と試験研究の関係については、特許法第69条第1項に「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定されているが、その場合の「試験・研究」の範囲については、特許発明それ自体を対象とし、改良・発展を目的とする試験に限定されているとの見解が有力である。また、実施者が企業であるか大学であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもないといわれている。この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究であっても、特許権の侵害を問われ、研究が差止めの対象となる可能性も否定できない。一方で、本規定に関する判例は確立しておらず、非営利目的にとどまる研究については差止めの権利行使は認められるべきではないとの意見や、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明は広く研究に利用できるようすべきとの意見、特許法の規定の見直しを検討すべきとの意見など、研究に対する権利行使を巡り多様な見解がある。

(注2) 本ガイドラインにおいて「政府資金を原資として得られた研究開発」とは、契約の形態、資金の種類を問わず、直接経費に政府資金を用いた研究開発をいい、周辺経費（人件費・施設設備費・特許関連経費）のみに政府資金を用いた研究開発は除く。この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や独立行政法人科学技術振興機構（JST）等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。

(注3) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。

(注4) 本ガイドラインにおいて「非営利目的の研究」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。ただし、本ガイドラインの性格上、これを厳密に区分するものではなく、大学等間における研究の自由度の確保という観点から対象を広げることを防げるものではない。

研究ライセンスに関する留意点

- (1) 大学等の知的財産権者は、研究開発成果の実用化その他の有効活用を図るために、排他的な実施権を供与する場合においても、可能な範囲で、他の大学等に対し研究ライセンスを供与する権利を留保しておくことが望ましい。
- (2) 大学等の研究者が他大学等へ異動した場合、その異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、その研究者の発明に係る大学等の知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて速やかに研究ライセンスを供与することが要請される。
- (3) 大学等の知的財産権者は、研究ライセンスに対するロイヤリティの支払の如何に関わらず、その知的財産の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることができる。また、大学等の知的財産権者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に対する差止めは妨げられない。
- (4) 研究ライセンスを得た者には、後続する研究開発の成果の公表の自由が原則として認められるべきであり、公表に対する制約は、未公開の発明を保護する必要がある場合など、合理的な理由がある場合に限られる。
- (5) 知的財産権者から研究ライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤリティのベースにするいわゆるリーチ・スルー・ロイヤリティや、後続する研究開発成果についての非排他的ライセンスを元の知的財産権者に認めるグラントバックなど後続する研究開発成果に関して義務を課す条項については、権利者からの一方的なものであってはならず、合理的な理由に基づくものに限るべきである。なお、当事者間での合意が成立しない場合の差止めの権利行使については、本ガイドラインに示す非営利目的の研究を差し止めないとの原則が想起されるべきである。また、これらの条項を付する場合には「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成１１年７月）をも踏まえ、独占禁止法第１９条の「不公正な取引方法」に該当しないように留意する。

(参考)

○リーチ・スルー・ロイヤリティ

研究ツールの特許権者が、実施権者に対し、特許権の効力を及ぼすことのできない研究開発の成果物に対し、その売上に応じたライセンス料の支払い義務を課すこと。

○グラントバック

特許権者が、実施権者に対し、実施許諾後に行った実施権者の発明に関する権利（たとえば、特許発明を基礎として実施権者が行った改良発明の特許）を特許権者に譲渡又は実施許諾することを義務づけること。